

□ 主な町税と減免対象

税 目	納税義務者	減免対象
町 民 税 都 民 税	その年の1月1日現在、町内に住所または事業所などがある人に対して、前年の1月から12月までの所得によって課税されます。	① 生活保護法による生活扶助を受ける場合 ② 所得が皆無となり生活が著しく困難になった場合
固定資産税	その年の1月1日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に対して、物件の価格（評価額）によって課税されます。	① 生活保護法による生活扶助を受ける場合 ② 災害などにより固定資産の価値が著しく減じた場合
軽自動車税	その年の4月1日現在の軽自動車（バイクを含む）の所有者に対して、課税されます。	一定の身体障害者または精神障害者などのために使用する軽自動車またはバイクを、障害者などの本人が所有しているか、または生計を共にしている人が所有している場合（ただし、減免を受けられるのは、自動車、軽自動車、バイクのうちの1台だけです）

□ 町税の申告と納期のご案内

月 別	町 税	
4 月	固定資産縦覧帳簿の縦覧（4月1日から最初の納期限の日まで）	
5 月	軽自動車税、固定資産税（第1期）	
6 月	町民税・都民税（第1期）	
7 月	固定資産税（第2期）	国民健康保険税（第1期）
8 月	町民税・都民税（第2期）	国民健康保険税（第2期）
9 月		国民健康保険税（第3期）
10 月	町民税・都民税（第3期）	国民健康保険税（第4期）
11 月	固定資産税（第3期）	国民健康保険税（第5期）
12 月		国民健康保険税（第6期）
1 月	町民税・都民税（第4期）、償却資産の申告	国民健康保険税（第7期）
2 月	固定資産税（第4期） 町民税・都民税の申告（16日から）	国民健康保険税（第8期）
3 月	町民税・都民税の申告（15日まで）	
毎 月	町民税・都民税 特別徴収分（6月から翌年の5月まで、徴収月の翌月10日） 町たばこ税（申告納付）、鉦産税（申告納付）、入湯税（申告納付）	
随 時	法人町民税（一般的な納期限は、事業年度の末日から2か月後）	